

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和5年3月15日 鳥取地方法務局倉吉支局 登記官 並河昌廣

記

手 続 番 号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
2701-2022-0010	東伯郡琴浦町大字八橋字曹溪寺1971番1
2701-2022-0011	東伯郡琴浦町大字八橋字曹溪寺1971番2
2701-2022-0012	東伯郡琴浦町大字八橋字曹溪寺1971番3
2701-2022-0018	東伯郡琴浦町大字八橋字五反田2059番1